

三井ダイレクト損保の医療保険 重要事項説明書

この画面は「三井ダイレクト 医療保険（e入院保険スーパー-plus）」についての重要なことがらを記載したものです。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「**〔1〕契約概要**」に、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事を「**〔2〕注意喚起情報**」に、また、これら以外の重要な事項を「**〔3〕その他の事項**」にそれぞれ記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については医療保険普通保険約款および特約をご参照ください。ご不明な点については、当社お客様センターまでお問い合わせください。

〔1〕契約概要

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

〔1〕商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は医療保険普通保険約款および特約に基づいています。

1. 商品の仕組み

この保険は、**被保険者**が、**傷害**や**疾病**により**入院**した場合に**保険金**をお支払いします。また、お客さまのニーズにあわせて、セットできる特約をご用意しております（〔3. この保険にセットできる主な特約およびその概要〕をご参照ください）。

2. 補償内容**〔1〕主な支払事由（保険金をお支払いする場合）**

お支払いする主な**保険金**は次のとおりです。「**〔3〕その他の事項**」【**〔2〕お支払いする保険金等とその額について**】もあわせてご確認ください。詳細は医療保険普通保険約款および特約をご確認ください。

傷害入院保険金 <すべてのご契約が対象>	責任開始期 以後に被った 傷害 を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その 傷害 の 治療 を目的として 入院 された場合に、「 1回の入院 」につき60日を限度として、 入院 1日につき傷害入院保険金額（日額）を 被保険者 にお支払いします。ただし、 保険期間 を通じて1,095日が限度となります。
疾病入院保険金 <すべてのご契約が対象>	責任開始期 以後に被った 疾病 を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その 疾病 の 治療 を目的として 入院 された場合に、「 1回の入院 」につき60日を限度として、 入院 1日につき疾病入院保険金額（日額）を 被保険者 にお支払いします。ただし、 保険期間 を通じて1,095日が限度となります。
手術保険金 <手術保険金補償特約をセットされた場合>	責任開始期 以後に被った 傷害・疾病 を直接の原因として、その 治療 を直接の目的として 保険期間 中に 手術 を受けられた場合に、 手術 の種類に応じて傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の10倍、20倍または40倍を 被保険者 にお支払いします。
長期入院保険金 <すべてのご契約が対象>	「 1回の入院 」につき入院（注）日数が120日、180日、240日に達した場合に、そのたびごとに、長期入院保険金額（傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍）を 被保険者 にお支払いします。

（注）支払限度日数の適用がないとした場合に、傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払の対象となる**入院**に限ります。

〔2〕主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

この保険では、次に掲げる場合には**保険金をお支払いしません**。「**〔2〕注意喚起情報**」【**〔5〕主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）**】もあわせてご確認ください。詳細は医療保険普通保険約款および特約の「**保険金を支払わない場合**」の項目等に記載されておりますので、ご確認ください。

- ・**責任開始期**より前に被った**身体障害**の**治療**を目的として**入院**または**治療**を直接の目的として**手術**を受けた場合。ただし、**責任開始期**から2年以上経過してからの**入院**、**手術**は、**責任開始期**以後の原因によるものとみなします。
- ※ **責任開始期**より前に被った**身体障害**について、正しく告知して契約した場合であっても、**保険金支払い**の対象外となる場合があります。
- ・「**1回の入院**」につき入院日数が60日を超えた場合（超えた日数分については**保険金**をお支払いしません。ただし、「**1回の入院**」が120日、180日、240日に達した場合はそのたびごとに長期入院保険金をお支払いします）。複数回入院された場合でも、原因となる**疾病**または**事故**が同一である場合にはそれらの**入院**を合わせて「**1回の入院**」とみなします。（退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した**入院**については、新たな**入院**とします）また、2以上の**事故**による**傷害**を原因とする**入院**が重複した場合や、**疾病**による入院中に異なる**疾病**を併発した場合など、複数の原因によって継続して**入院**している場合についても、「**1回の入院**」とみなします。
- ・妊娠または出産による**入院**の場合。ただし、当社が異常分娩と認めた場合には**保険金**をお支払いします。
- ・**被保険者**の泥酔の状態を原因とする**事故**の場合。酒気を帯びた状態等で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた**事故**の場合 等

3. この保険にセットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる主な特約は次のとおりです。「**〔3〕その他の事項**」【**〔2〕お支払いする保険金等とその額について**】もあわせてご確認ください。詳細は医療保険普通保険約款および特約でご確認ください。

入院時一時保険金補償特約	傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる 入院 をし、その 入院 が2日を超えて継続した場合に、入院時一時保険金額を 被保険者 にお支払いします。ただし、お支払いするのは「 1回の入院 」につき1回が限度です。
特定疾病入院保険金補償特約	責任開始期 以後に被った特定疾病（詳細は「 〔3〕その他の事項 」【 〔2〕お支払いする保険金等とその額について 】（注7）対象となる特定疾病とは」をご参照ください）を直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、その特定疾病的 治療 を目的として 保険期間 中に 入院 した場合に、「 1回の入院 」につき60日を限度として、 入院 1日につき特定疾病入院保険金額（日額）を 被保険者 にお支払いします。ただし、 保険期間 を通じて1,095日が限度です。
無事故返れい金特約	被保険者 が 保険期間 満了時に生存し、 保険料 の全額の払込みが完了しており、かつ 保険期間 中に傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる 入院 の開始がなかった場合は、 保険期間 満了後、ご契約者のお申し出により無事故返れい金額をお支払いします。

4. 保険期間（保険のご契約期間）

この保険の**保険期間**（保険のご契約期間）は10年間です。当社Webサイトでお申込みいただいた日（申込日）の翌日からその日を含めて7日後の午前0時が保険始期となり、10年後の保険始期応当日の午後4時に終ります。

保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者または当社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、**保険期間**満了日時点での**被保険者**の満年齢が80歳以下のときは、このご契約は継続されます（詳細は「**〔6〕自動継続について**」をご参照ください）。

5. 引受条件**〔1〕保険金額等の設定について**

傷害入院保険金額（日額） 疾病入院保険金額（日額）	医療保険普通保険約款	5,000円から10,000円まで千円単位でお決めいただけます（傷害入院保険金額（日額）および疾病入院保険金額（日額）は同額となります）。
手術保険金額	手術保険金補償特約	手術 の種類に応じて、傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の10倍、20倍、40倍のいずれかの額となります。
長期入院保険金額	長期入院保険金補償特約	傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍の額となります。
入院時一時保険金額	入院時一時保険金補償特約	30,000円となります。
特定疾病入院保険金額（日額）	特定疾病入院保険金補償特約	疾病入院保険金額（日額）と同額となります。
無事故返れい金額	無事故返れい金特約	傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍の額となります。

実際にご契約いただくお客さまの**保険金額**につきましては、当社Webサイトの**契約情報画面等**でご確認ください。

〔2〕お引受の範囲について

(A) ご契約者

ご契約者は、当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利（契約内容の変更の請求権等）と義務（**保険料**の払込み義務等）を有する方のことといいます。当社では、(a) お申込み時点での満年齢が20～70歳（継続後契約の場合は継続後契約の**保険始期日**時点での満年齢が80歳以下）であること (b) お申込み時点で、日本国内にお住まいであること の2つの要件をいずれも満たす方を設定いただきます。

(B) 被保険者

被保険者とは、保険の対象となる方のことをいい、ご契約者本人に限ります。

保険始期日時点での満年齢が20～70歳の方を設定いただきます。

ただし、**被保険者**の方の現在の健康状態、過去の傷病歴、**他の保険契約等**の加入状況などによりましてはお引受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、継続後契約の場合は、継続後契約の**保険始期日**時点での満年齢が80歳以下の方に限ります。

[2] 保険料

保険料は、被保険者の年齢、保険金額、特約の有無および内容によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、当社Webサイトの契約情報画面等でご確認ください。

[3] 保険料の払込方法および払込期間

(1) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は月払のみとなります。ご契約と同時に全額を払込みいただく一時払や1年ごとに払込みいただく年払はありません。また、保険料の払込みはクレジットカード払のみとなっております（口座振替方式やコンビニエンスストア払方式はできません）。

(2) 保険料の払込期間

この保険の保険料の払込期間は保険期間と同じ10年間です。

※保険料の払込免除の制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。

[4] 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

[5] 解約返れい金の有無【<< 2 >> 注意喚起情報】**【8】解約と解約返れい金**をご参照ください

ご契約を途中でおやめになると、解約返れい金はお支払いできる場合でも払込み保険料の合計額よりも少額となります（無事故返れい金特約をセットされている場合を除き、解約返れい金はごくわずかとなります）ので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。やむを得ずご契約を解約される場合は、当社お客様センターまでご連絡ください。解約のお手続きや解約返れい金をお支払いできる場合はその額をご案内します。

[6] 自動継続について

保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者または当社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時点での被保険者の満年齢が80歳以下のときは、現在のご契約と同一の補償内容で継続されます（注）。自動継続を希望されないときは、保険期間満了日の2週間前までに当社お客様センターまでお申し出ください。継続後契約の保険料は、継続後契約の保険始期日時点での被保険者の満年齢に応じた保険料となります（現在この保険に適用されているご継続時点での被保険者の満年齢に応じた保険料とは異なることがあります）。

なお、傷害入院保険金、疾病入院保険金、特定疾病入院保険金の通算入院支払限度日数（1,095日）は継続前契約（継続が複数回行われた場合にはその複数の継続前契約を含みます）と継続後契約は継続した保険期間とみなして、それぞれの保険金をお支払いした日数を通算して適用します。

（注）継続時に当社がこの保険を取り扱っていない場合には継続されません。ただし、ご契約者から別段の意思表示がない限り、当社の定める他の保険により継続することがあります。

[7] ご契約内容が登録されることがあります（契約内容登録制度について）

当社では、損害保険制度が健全に運営され、入院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、ご契約内容について、（社）日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しておりますので、ご了承ください。

<契約内容登録制度のあらまし>

入院保険金をお支払いする保険契約をお引受けした場合、損害保険会社からの連絡により、（社）日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。各損害保険会社は、その後、この保険契約について保険金額の増額等の契約内容変更手続きが行われた場合または同じ補償を受けられる方についてあらためた保険契約を締結した場合もしくは入院保険金の請求があった場合、登録内容を保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とさせていただきます。

各損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続および保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、（社）日本損害保険協会および各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません（ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合の公的機関への開示を除きます）。

登録内容については、当社または（社）日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、ご契約者または被保険者に限るとともに照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、当社「お客様センター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-830（受付時間：平日 午前9時～午後6時）

○保険金支払事由が生じたときは、当社「安心センター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-371（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

○当社への相談・苦情・お問合せは、当社「お客様相談デスク」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-770（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808（ピダウル）（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

« 2 » 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

[1] クーリングオフ

ご契約の申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- (A) クーリングオフは、保険証券を受領された日から 8 日以内であれば行うことができます。ただし、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのクーリングオフの効力は生じません。
- (B) クーリングオフの手続きは、当社下記宛に必ず郵便（ハガキ）にてご連絡ください（お電話・FAX・メール等でのお申し出はできません）。

宛先	〒 112 - 0004 東京都文京区後楽 1 - 5 - 3 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客様センター宛
記載事項	・ クーリングオフする旨の記載 ・ ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号 ・ 契約申込日 ・ ご契約の保険種類（医療保険）・ 証券番号

(C) クーリングオフされた場合には、既に払い込まれた保険料は、お返しいたします（後ほどお届けいたします「変更届出書」にお振込み口座をご記入いただきます。カード会社から当社への入金後に保険料を返還いたしますので、お時間をいたたくことがあります）。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合は、保険始期日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を払込みいただく場合がございます。

[2] 契約締結時における注意事項（当社 Web サイトの契約情報画面等（お申込み内容、告知内容等）入力上の注意事項）

(1) ご契約者や被保険者の方には、身体障害の有無または発生の可能性等に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めたもの（告知事項）について、当社 Web サイトの契約情報画面等から当社にありのままを正しく申し出でていただく義務（告知義務）があります。特に被保険者の満年齢、現在の健康状態、過去の傷病歴、他の保険契約等の加入状況などの入力事項については、当社がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項となります。

※当社の医療保険では、特別条件付与引受制度による引受けは行なっておりません。

特別条件付与引受制度とは、告知事項に該当する過去の傷病歴等がある方でも、ある特定の疾病を原因とする入院についてはお支払いの対象から除外するなど、お客様のお身体の状態に応じて特別の条件を付与してお引き受けする制度をいいます。

(2) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合、責任開始期から 2 年以内であれば、正しく告知されなかつた事実と保険金請求の原因となつた身体障害との間の因果関係の有無にかかわらず、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。また、責任開始期から 2 年を経過していくても、保険金の支払事由が 2 年以内に発生していた場合には、ご契約を解除する場合があります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となつた事実」との因果関係がなければ、保険金をお支払いします）。なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難な既往症・現症等について故意に告知をされなかつた場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始期からの年数を問わず、詐欺による取り消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

※ご契約をお引き受けした後でも、責任開始期より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等については、保険金をお支払いの対象となりません（注）。

ただし、責任開始期から 2 年を経過した後に開始した疾病または事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等については、責任開始期以降に発病した疾病または発生した傷害によるものとみなします。

（注）責任開始期より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払いの対象外となる場合があります。

(3) お申込みの際は、必ず契約者ご本人が、契約情報画面等にありのままを正しくご入力願います。なお、当社にお電話いただき口頭にてお話ししされた、または、メールにてご連絡いただいただけでは、当社に申し出でていただいたことにはなりませんので、必ず契約情報画面等にてご入力願います。

(4) ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、当社または当社から受託した者が告知内容についてご確認させていただく場合があります。

(5) お申込みの前に、契約情報画面等の入力事項に誤りがないか、再度ご確認願います。

[3] 契約締結後における留意事項

1. 保険証券等について

保険始期日の約 2 週間後に保険証券および告知事項一覧表をお送りしますので、ご確認のうえ、大切に保管してください。記載された内容が、お申込みの際のものと異なっていないか、また、告知された内容に誤りがないかどうか必ずご確認ください。万が一内容が異なっていたり、ご不明な点等がありましたら、当社お客様センターまでお問い合わせください。

※保険証券がお手元に届くまでは、当社 Web サイト契約者向けページ（My ホームページ）の契約内容照会でご確認ください。

2. ご契約内容に変更が生じる場合について

次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当社お客様センターまで至急ご連絡ください。

(A) ご契約者や被保険者の住所を変更される場合または結婚等によりお名前の変更をされる場合等（ご通知いただかない、重要なお知らせやご案内ができる場合があります）

※住所変更は、当社 Web サイト契約者向けページ（My ホームページ）でもお手続き可能です。

(B) お申込み時に告知いただいた事項または年齢・性別等に訂正がある場合

(C) その他以下に該当する場合

・ 保険料払込みのクレジットカードの変更（クレジットカードの変更は、当社 Web サイト契約者向けページ（My ホームページ）でもお手続き可能です）

・ ご契約者（被保険者）の死亡（この場合、保険契約は失効します）

・ 保険証券の紛失 等

※ご契約内容の変更について

当社規定によりお取り扱いができないものもございますので、詳しくは当社お客様センターにお問い合わせください（当面、保険金額（日額）の増額または減額、特約の中途解約または中途セットはできませんのでご了承ください）。

3. 保険金支払事由が生じた場合について

保険金支払事由が生じた場合は、保険金支払事由が生じた日からその日を含めて 30 日以内に、当社安心センターまでご通知ください。保険金請求の手続につきましてご案内いたします。

4. その他

当面、保険金額（日額）の増額または減額、特約の中途セットまたは中途解約等のご契約内容の変更についてはお取り扱いできませんのでご了承ください。

【4】責任開始期

保険責任は、保険始期日の午前 0 時（当社 Web サイトの契約情報画面等にこれと異なる時刻が表示されている場合にはその時刻）に始まります（保険期間が始まった後でも、当社が第 1 回保険料を領収する前に保険金支払事由が生じた場合は保険金支払事由の原因が生じた場合には保険金をお支払いできません）。ただし、所定の猶予期間内に第 2 回以降の保険料の払込みがなく保険契約が失効した場合において、ご契約者から復活の請求があり、所定の手続きのうえ、所定の期日までの未払込保険料を一括して当社に払みいただき、当社が復活の承認をしたときは復活日（失効期間が複数ある場合は最後の復活日）が責任開始期となります。

【5】主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）

この保険では、次に掲げる場合には保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は、医療保険普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」の項目等に記載されておりますのでご参照ください。

(A) 責任開始期より前に被った身体障害の治療を目的として入院した場合。ただし、責任開始期より前に被った身体障害の治療を目的として入院した場合であっても責任開始期から 2 年以上経過してからの入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。

(B) 責任開始期より前に被った身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合。ただし、責任開始期より前に被った身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合であっても責任開始期から 2 年以上経過してからの手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。

(C) 「1 回の入院」につき入院日数が 60 日を超えた場合（超えた日数分については保険金をお支払いしません）。ただし、「1 回の入院」が 120 日、180 日、240 日に達した場合はそのたびごとに長期入院保険金をお支払いします）。複数回入院された場合でも、原因となる疾病または事故が同一である場合には「1 回の入院」とみなします（退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします）。また、2 以上の事故による傷害を原因とする入院が重複した場合や、疾病による入院中に異なる疾病を併発した場合など、複数の原因によって継続して入院している場合についても、「1 回の入院」とみなします。

(D) 次に掲げる事由によって保険金支払事由が生じた場合。

	傷害入院保険金	疾病入院保険金	手術保険金
(a) ご契約者または被保険者の故意または重大な過失	●	●	●
(b) 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失	●	●	●
(c) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為	●	●	●
(d) 被保険者に対する刑の執行	●	●	●
(e) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	△	△	△
(f) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	△	△	△

(g) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故	△	△	△
(h) 前記(e) (f) (g) の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故	△	△	△
(i) 前記(g)以外の放射線照射または放射能汚染	△	△	△
(j) 頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの (注)いわゆる「むちうち症」をいいます。	●	●	●
(k) 法令に定められた運転資格を持たないで、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷害	●	—	●
(l) 酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷害	●	—	●
(m) 精神障害または泥酔の状態を原因とする事故による傷害	●	—	●
(n) 薬物依存	—	●	●
(o) 妊娠または出産。ただし、当社が異常分娩と認めた場合はこの限りではありません。	—	●	●

●：保険金をお支払いできません

△：保険金支払事由がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときに限り、その程度に応じ保険金額の全額または削減した金額をお支払いすることができます。

※1 傷害入院保険金が支払われるべき入院および疾病入院保険金が支払われるべき入院が重複する場合には、いずれか一方の保険金をお支払いします（入院開始の直接の原因となった身体障害（以下「主たる身体障害」といいます）が傷害である場合は傷害入院保険金を、主たる身体障害が疾病である場合は疾病入院保険金をお支払いします）。

※2 長期入院保険金および入院時一時保険金（入院時一時保険金補償特約をセットした場合）につきましては、傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院であることがお支払いの要件のため、傷害入院保険金、疾病入院保険金の免責事由に該当する場合は免責となります。

※3 特定疾病入院保険金（特定疾病入院保険金補償特約をセットした場合）につきましては、上記(n) (o) が免責事由となります。

[6] 重大事由による解除

次の場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(A) 当社に保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合。

(B) 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。

(C) 他の保険契約との重複により、保険金額（日額）の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(D) 上記のほか、(A)～(C)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

[7] 保険料の払込猶予期間等の取扱い

1. 保険料の払込時期等

(1) 第1回保険料

当社 Web サイトの契約情報画面等で保険料払込みのクレジットカード情報を入力していただき、その時点で第1回保険料につきましては、カード会社に対し有効性および利用限度内であること等の確認をとらせていただきます（当社は有効性および利用限度内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みの承諾をします。その時点ですで第1回保険料は領収したものとします。ただし、当社がカード会社より保険料相当額を領収できない場合は領収できなかったものとします）。実際のクレジットカードからの決済日につきましては、申込日の翌月以降カード会社から送付されるご利用明細にてご確認ください。

(2) 第2回以降の保険料

第2回以降の保険料の払込期日は毎月末日とします。当社は毎月、払込期日までにカード会社に有効性等の確認を行ったうえで、払込期日にその保険料が払い込まれたものとします。ただし、当社が有効性等の確認を行った後でも、当社がカード会社より保険料相当額を領収できず、ご契約者がカード会社に対して、保険料相当額のお支払いをされていない場合には、その保険料は払い込まれなかつたものとします。当社がカード会社から有効性等の確認ができる旨連絡を受けた場合は、ご登録いただいたクレジットカードから保険料を払込みいただけないため、メールおよび書面にてその旨をご契約者に通知いたしますので、至急有効なクレジットカードへの変更手続きをお願いいたします（当社 Web サイト契約者向けページ（My ホームページ）にてお手続きいただくか、当社お客様さまセンターまでご連絡ください）。猶予期間内（その保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで）に、有効なクレジットカードへの変更手続きを行わなければ、払込期日の翌日以降保険契約は失効し、保険金をお支払いすることはできなくなりますので、お手続きは早めにお願いいたします（クレジットカードの変更手続きが払込期日（毎月末日）の属する月の翌月になった場合は、払込みいただいている前月分と当月分の保険料の2か月分を新しい変更後のクレジットカードにご請求させていただきますので、ご了承ください）。

2. 保険契約の失効、復活等

(1) 契約の失効

第2回以降の保険料が猶予期間内（その保険料の払込期日の属する月の翌月末日まで）に払い込まれないときには、ご契約はその保険料の払込期日の翌日（失効日）から失効します。失効中に保険金支払事由が生じた場合、保険金をお支払いすることはできません。

(2) 契約の復活

失効日から6か月以内はご契約者は保険契約の復活の請求が可能であり、当社が承認した場合は保険契約を復活することができます。この場合には当社からご契約者に当社所定の告知書をお送りしますので、ご記入いただき、所定の期日までに当社にご返送ください。また、所定の期日までの未払込保険料を一括して払込みいただきます。告知いただく内容によりましては復活できない場合もありますのでご了承ください。また、返れい金がある場合で、既にご契約者が返れい金を請求された後は復活を請求することはできません。なお、復活した場合でも、復活日（当社所定の日。失効期間の終了する翌日）の前日までに保険金支払事由が生じた場合または保険金支払事由の原因が生じていた場合は保険金をお支払いできません。

[8] 解約と解約返れい金

ご契約後、やむを得ず保険契約を解約される場合には、当社お客様さまセンターにご連絡ください。所定のお手続きをご案内します。解約返れい金はお支払いできる場合でも払込み保険料の合計額よりも少額となりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。

<解約返れい金について>

保険証券には例示されていますが、実際の解約返れい金の額につきましては、当社お客様さまセンターにお問い合わせください。

・解約返れい金の額は、保険始期日時点の被保険者の年齢、保険金額、特約の有無、解約までの経過期間等によって異なります。また、ご契約後に契約内容の変更が生じている場合は変更前の契約とは解約返れい金の額が異なります。

・保険料の大部分が保険金のお支払いや保険証券作成等の経費に充てられますので、無事故返れい金特約をセットされている場合を除き、解約返れい金はごくわずかとなります。

・主契約を解約されるごとに各特約も同時に解約となります。

・効力を失ったご契約についても返れい金をお支払いできる場合があります。

[9] 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、無事故返れい金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

損害保険業界では、損害保険契約者保護機構を設立し、お客様を保護する仕組み（契約者保護制度）を設けており、当社もこの制度に加入しております。医療保険はこの制度の対象となっており、万が一、引受保険会社が破綻した場合、医療保険については保険金、無事故返れい金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められていた金額の90%を下回ることがあります。詳しくは当社お客様さまセンターにお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、当社「お客様さまセンター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-830 (受付時間：平日 午前9時～午後6時)

○保険金支払事由が生じたときは、当社「安心センター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-371 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)

○当社への相談・苦情・お問合せは、当社「お客様さま相談デスク」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-770 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808 [ビデオ] (受付時間：平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覗ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

« 3 » その他の事項

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。

[1] ご契約のお手続きについて

この保険は、インターネットでのお申込み専用の商品です。お電話や申込書等でのお申込みはできませんので、ご注意ください。詳しくは、当社 Web サイトをご覧ください。

[2] お支払いする保険金等とその額について

	お支払いする場合	お支払い額	お支払いの限度	受取人
傷害入院保険金 ＜すべてのご契約が対象＞	責任開始期以後に被った傷害（注1）を直接の原因として、平常の生活または仕事ができなくなり、その傷害の治療を目的として保険期間中に入院した場合	「1回の入院」について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (傷害入院保険金額（日額）) × (入院日数)	(A) 入院支払限度日数：「1回の入院」について60日を限度（免責期間なし）とします。 (B) 通算入院支払限度日数：保険期間を通算して1,095日を限度とします。	被保険者
疾病入院保険金 ＜すべてのご契約が対象＞	責任開始期以後に被った疾病（注2）を直接の原因として、平常の生活または仕事ができなくなり、その疾病的治療を目的として保険期間中に入院した場合	「1回の入院」について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (疾病入院保険金額（日額）) × (入院日数)	(A) 入院支払限度日数：「1回の入院」について60日を限度（免責期間なし）とします。 (B) 通算入院支払限度日数：保険期間を通算して1,095日を限度とします。	被保険者
手術保険金 ＜手術保険金補償特約をセットされた場合＞	責任開始期以後に被った身体障害（注3）を直接の原因として、その身体障害の治療を直接の目的として、保険期間中に所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）) × (手術の種類に応じて規定する倍率(10倍、20倍、40倍)) (注6)	(A) 入院の有無に関係なく日帰りでの手術も支払いの対象となります。 (B) お支払い回数に制限はありません（注5）。 「1回の入院」において、複数回の手術を行った場合も複数回の手術分をお支払いします。 (C) ただし、1回の手術で2種類以上の手術を同時に行った場合は最も倍率の高い手術のみがお支払いの対象となります。	被保険者
長期入院保険金 （長期入院保険金補償特約） ＜すべてのご契約が対象＞	「1回の入院」につき、入院日数が120日、180日、240日に達した場合。ただし、支払限度日数の適用がないとした場合に、傷害入院保険金または疾病入院保険金のお支払いの対象となる入院に限ります。	長期入院保険金をお支払いする場合に該当するごとに、長期入院保険金額（保険証券記載の保険金額：ご契約いただいた当初の傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍）をお支払いします。	「1回の入院」につき、3回が限度となります。	被保険者
入院時一時保険金 ＜入院時一時保険金補償特約をセットされた場合＞	傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院をして、その入院が入院時一時保険金免責期間（2日間）を超えて継続した場合	入院時一時保険金額（定額で30,000円）をお支払いします。	「1回の入院」につき、1回が限度となります。	被保険者
特定疾病入院保険金 ＜特定疾病入院保険金補償特約をセットされた場合＞	責任開始期以後に被った特定疾病（注4）を直接の原因として、平常の生活または仕事ができなくなり、その疾病的治療を目的として保険期間中に入院した場合	「1回の入院」について次の計算式により算出した額を被保険者にお支払いします。 (特定疾病入院保険金額（日額）) × (入院日数) ※疾病入院保険金額（日額）と同額とさせていただいております。	(A) 入院支払限度日数：「1回の入院」について60日を限度（免責期間なし）とします。 (B) 通算入院支払限度日数：保険期間を通算して1,095日を限度とします。	被保険者
無事故返れい金（注8） ＜無事故返れい金特約（注9）をセットされた場合＞	被保険者が保険期間満了時に生存し、保険期間満了時において保険料の全額の払込みが完了しており、かつ保険期間中に、傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院の開始がいずれもなかった場合	保険期間満了後、ご契約者に無事故返れい金額（ご契約いただいた当初の傷害入院保険金額（日額）または疾病入院保険金額（日額）の20倍）をお支払いします。		ご契約者

※ 「1回の入院」とは

(a) 傷害入院保険金

- ・入院が終了した後、同一の事故による傷害を直接の原因として再度入院した場合には、前後の入院を合わせて「1回の入院」とみなして取り扱います。
- ・ただし、前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した以降に後の入院が開始した場合には、前後の入院は「別の入院」（複数回の入院）として取り扱います。この場合、後の入院について傷害入院保険金を支払う場合には、新たに入院支払限度日数（60日）を適用します。
- ・2以上の事故による傷害を直接の原因とする入院が重複する場合には継続した「1回の入院」とみなします。

(b) 疾病入院保険金、特定疾病入院保険金

- ・入院が終了した後、その入院の原因となった疾病（特定疾病入院保険金の場合は特定疾病。以下同様とします）と同一の疾病を直接の原因として再度入院した場合には、前後の入院を合わせて「1回の入院」とみなして取り扱います。
- ・ただし、前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した以降に後の入院が開始した場合には、前後の入院は「別の入院」（複数回の入院）として取り扱います。この場合、後の入院について疾病入院保険金（特定疾病入院保険金）を支払う場合には、新たに入院支払限度日数（60日）を適用します。
- ・疾病入院保険金（特定疾病入院保険金）が支払われるべき入院の開始時に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病による継続した「1回の入院」とみなします。

(C) 傷害入院保険金が支払われるべき入院および疾病入院保険金が支払われるべき入院が重複する場合には、継続した「1回の入院」とみなします。この場合、入院開始の直接の原因となった身体障害（「主たる身体障害」といいます）が傷害である場合は、傷害入院保険金を支払い、疾病入院保険金を重複して支払いません。また、主たる身体障害が疾病である場合は、疾病入院保険金を支払い、傷害入院保険金を重複して支払いません。

(注1) 「責任開始期」以後に被った傷害」とは

傷害の原因となった事故発生の時が責任開始期以後であることをいいます。

(注2) 「責任開始期」以後に被った疾病」とは

疾病（これと因果関係があると当社が認めた同一の疾病を含みます。なお、この場合には同一の疾病として取り扱う一連の疾病の原因となった疾病をいいます。）が発生したとされる時が責任開始期以後であることをいいます。

(注3) 「責任開始期」以後に被った身体障害」とは

手術の原因となる身体障害を被った時が責任開始期以後であることをいいます。

(注4) 「責任開始期」以後に被った特定疾病（注7）とは

特定疾病（これと因果関係があると当社が認めた同一の疾病を含みます。なお、この場合には同一の特定疾病として取り扱う一連の特定疾病的原因となつた疾病をいいます。）が発生したとされる時が責任開始期以後であることをいいます。

(注5) 手術保険金のお支払い制限

レーザー・冷凍凝固による眼球手術等一部の手術につきましては、所定の期間内において回数制限があります。詳細は（注6）の表を参照ください。

(注9) 無事故返れい金特約について

保険期間の中途でこの特約を削除することはできません(保険期間の中途で、傷害入院保険金または疾病入院保険金が支払われる入院を開始した場合でも、保険契約満了日までこの特約は削除できません。保険期間中は、無事故返れい金特約がセットされた保険料となりますので、ご注意ください)。

[3] その他の特約について

「<1>契約概要【1】商品の仕組みおよび引受条件等 3. この保険にセットできる主な特約およびその概要」に記載されている特約以外に次の特約があります。

自動継続特約(自動セット)	保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者または当社のいずれか一方より別段の意思表示がなく、保険期間満了日時点での被保険者の満年齢が80歳以下のときは、この保険契約は同一の補償内容で継続されます。詳細は、「<1>契約概要【6】自動継続について」をご参照ください。
クレジットカードによる保険料払込みに関する特約(自動セット)	保険料の払込みをクレジットカード払とする場合にセットされる特約です。

[4] 契約の終了について

次のいずれかの事由に該当した場合は、該当した時に保険契約は終了(この保険契約にセットされているすべての特約も終了)します。なお、返れい金がある場合はお返しいたします。

- (A) 被保険者が死亡したとき(当社お客様センターまでご連絡ください)
- (B) 傷害入院保険金をお支払いする日数が保険期間を通じて1,095日に達したとき
- (C) 疾病入院保険金をお支払いする日数が保険期間を通じて1,095日に達したとき

[5] 保険金のご請求のお手続きについて

(1) 保険金支払事由に該当した場合の通知

保険金支払事由が生じた場合は、保険金支払事由が生じた日からその日を含めて30日以内に、当社安心センターまでご通知ください。保険金請求の手続につきましてご案内いたします。なお、正当な理由なくご連絡がなかった場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

また、保険金のご請求を受けた場合において、当社が必要と認めた場合は、当社の指定する医師による被保険者の身体の診察をお願いすることができます。

(2) 保険金のご請求手続きについて(詳細は、当社安心センターまでお問い合わせください)

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険金請求を行うときは、次表の書類のうち、当社が求めるものをお提出いただきます。詳細は当社にご相談ください。

<保険金請求に必要な書類>

ご請求の補償種類	傷害入院保険金	疾病入院保険金 特定疾病入院保険金	手術保険金
保険金請求に必要な書類			
当社所定の保険金請求書	●	●	●
当社所定の身体障害状況報告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類 (当社所定の診断書、診療状況申告書、入院状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書等)	●	●	●
公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書 (警察署、消防署、交通機関、医療機関等、その他施設、勤務先等第三者の事故証明書)	●	—	● (傷害の場合)
被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類 (住民票・健康保険証(写)・戸籍謄本・戸籍抄本・委任状・印鑑証明書・代表者資格証明書等)	●	●	●
当社が保険金の支払事由発生の有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、身体障害の程度等を確認するために必要な書類(当社所定の同意書等)	●	●	●

※1 ご提出いただく書類には●を付しています。

※2 特約に基づいて保険金請求を行うときは、上記表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

※3 事故の内容、身体障害の程度に応じて、上記表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※4 長期入院保険金の場合は、「傷害入院保険金」を「1回の入院について傷害入院保険金を支払った後の長期入院保険金」、「疾病入院保険金」を「1回の入院について疾病入院保険金のみを支払った後の長期入院保険金」と読み替えます。

※5 入院時一時保険金の場合は、「傷害入院保険金」を「傷害入院保険金が支払われる場合の入院時一時保険金」、「疾病入院保険金」を「疾病入院保険金のみが支払われる場合の入院時一時保険金」と読み替えます。

■当社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記「保険金請求に必要な書類」をご覧ください。「代理請求人」が保険金請求される場合には、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行つたために、警察等の公の機関の検査結果の照会、医療機関等の専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)の規定がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(3) 代理請求人制度

高度障害状態となり意思能力を喪失した場合等、被保険者に保険金請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注1)をご覧ください)が保険金請求できる場合があります。詳細は当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注1) ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)

②上記①に該当する方がいない場合は上記①に該当する方に保険金請求できない事情がある場合:

被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①、②に該当する方がいない場合は上記①、②に該当する方に保険金請求できない事情がある場合:

上記①以外の配偶者(注2)または上記②以外の3親等内の親族

(注2) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

[6] 保険料控除について

払込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、無事故返れい金特約にかかる保険料については控除の対象外となります。(2012年1月現在)

控除証明書につきましては、当社より毎年所定の時期にご契約者宛にお送りします。

※保険始期日が2011年12月31日以前のご契約は、一般生命保険料控除の対象となります。

個人情報に関する取り扱い

(1) 個人情報の利用目的

- 本契約で取得した個人情報を、次の目的および下記（3）に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。
- (A) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供（契約の引受審査、維持・管理を含みます）を行うため
 - (B) 保険金請求に係る調査（関係先への照会等を含みます）・保険金の支払いを行うため
 - (C) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
 - (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため
 - (E) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため
 - (F) その他、お客様への情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため

保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(2) 個人情報の提供先

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に、個人情報を提供する場合があります。

(3) 共同利用

- (A) 保険契約の締結または保険金支払いの判断の参考とさせていただくために、損害保険会社等との間で、個人情報を共同利用します。
- (B) 当社は、MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、個人情報を共同利用することができます。詳細につきましては、MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

(4) 当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。

保険用語のご説明

この重要事項説明書で用いられております用語につきご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載されている内容は、保険用語について的一般的な説明です。実際の保険金等のお支払いの条件は普通保険約款および特約の規定に基づきますのでご注意ください。

用語	ご説明
あ あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か か 1回の入院	入院が終了した後、同一の事故による傷害、あるいは、同一の疾病を直接の原因として再度入院した場合には、前後の入院を合わせて「1回の入院」とみなして取り扱います。（注） 詳細は【2】お支払いする保険金等とその額について ※「1回の入院」とは（5ページ）をご参照ください。 （注）前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した以降に後の入院が開始した場合には、前後の入院は「別の入院」（複数回の入院）として取り扱います。
さ さ 契約情報画面等	当会社がインターネット上に掲示する契約情報掲示および入力画面をいいます。
さ さ 事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
さ さ 疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
さ さ 手術	病院または診療所において、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいいます。ただし、吸引、穿刺等の処理および神経ブロックは除きます。 ※美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術等は該当しません。
た た 傷害	被保険者が事故によって被った身体の障害をいいます。この障害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。 ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 また、外科的手術その他の医療処置による身体の障害については、事故によって被った障害を治療する場合に限ります。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
た た 親族	配偶者、6親等内の血族、および3親等内の姻族をいいます。
た た 身体障害	傷害または疾病をいいます。
た た 責任開始期	補償の開始時期をいいます。詳細は＜2＞注意喚起情報【4】責任開始期（3ページ）をご参照ください。
た た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
た た 治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
た た 通算入院支払限度日数	傷害入院保険金、疾病入院保険金、特定疾病入院保険金のそれぞれについて適用します。傷害入院保険金のお支払い日数が保険期間を通じて通算入院支払限度日数に達した場合または疾病入院保険金のお支払い日数が保険期間を通じて通算入院支払限度日数に達した場合は保険契約は終了します。 ※セットされている特約も終了します。
た た 同一の疾病	当社が認めた医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にするときであってもこれを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
な な 入院	身体障害を直接の原因として、治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、日帰り入院（例えば、深夜2時ごろに緊急入院したが、容態が落ち着いたためその日の夕方に退院した場合等が該当し、入院料の有無で判断します）も含みます。 ※美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック等の検査等のための入院および入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院は該当しません。
は は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
は は 被保険者	保険の対象となる方で、保険証券記載の被保険者をいいます。
は は 病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所、または、これらと同等と当社が認めた日本国外にある医療施設をいいます。
は は 保険期間	保険責任の始まる日から終了するまでの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
は は 保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき保険金をいいます。
は は 保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
は は 保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
は は 保険始期日	保険期間の初日をいいます。
は は 保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。